

議案第 6 3 号

山添村との定住自立圏形成協定の一部変更について

山添村との間における定住自立圏形成協定の一部を別紙のとおり変更することについて、天理市議会の議決すべき事件に関する条例（平成26年12月天理市条例第28号）第2条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年12月 1 日提出

天理市長 並 河 健

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成27年3月27日に天理市（以下「甲」という。）と山添村（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第3条第3号中「圏域マネジメント能力の強化に関する政策分野」を「資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野」に改める。

別表第1中

「6 その他

（1）消費生活相談事業の連携

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における消費生活に関する安心・安全を確保するため、消費生活相談事業の連携を図る。	甲は、設置する消費生活センターを広域的に運営し、圏域内の消費者相談の充実や啓発活動を通して被害の未然防止に取り組む。	乙は、甲が運営する消費生活センターと連携を図り、圏域内の消費者相談の充実や啓発活動を通して被害の未然防止に取り組む。

（2）公共施設マネジメントの推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
公共施設の総合的かつ計画的な管理を行うとともに、公共施設の相互利用を積極的に推進するなど、利用者が公共施設に求める機能を圏域全体で確保する。	甲は、乙と連携して、公共施設の相互利用をはじめ圏域住民が公共施設に求める機能を圏域全体で確保することを目指した圏域における公共施設マネジメントの方針を定め、各種取組を促進する。	乙は、甲と連携して、公共施設の相互利用をはじめ圏域住民が公共施設に求める機能を圏域全体で確保することを目指した圏域における公共施設マネジメントの方針を定め、各種取組を促進する。

」

を

「6 その他

（1）消費生活相談事業の連携

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における消費生活に関する安心・安全を確保するため、消費生活相	甲は、設置する消費生活センターを広域的に運営し、圏域内の消費者相	乙は、甲が運営する消費生活センターと連携を図り、圏域内の消費者相

談事業の連携を図る。	談の充実や啓発活動を通して被害の未然防止に取り組む。	談の充実や啓発活動を通して被害の未然防止に取り組む。
------------	----------------------------	----------------------------

」

に改める。

別表第3中「圏域マネジメント能力の強化に関する政策分野」を「資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野」に改め、同表に次のように加える。

3 公共施設

(1) 公共施設マネジメントの推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
公共施設の総合的かつ計画的な管理を行うとともに、公共施設の相互利用を積極的に推進するなど、利用者が公共施設に求める機能を圏域全体で確保する。	甲は、乙と連携して、公共施設の相互利用をはじめ圏域住民が公共施設に求める機能を圏域全体で確保することを目指した圏域における公共施設マネジメントの方針を定め、各種取組を促進する。	乙は、甲と連携して、公共施設の相互利用をはじめ圏域住民が公共施設に求める機能を圏域全体で確保することを目指した圏域における公共施設マネジメントの方針を定め、各種取組を促進する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 天理市川原城町605番地

天理市

天理市長 並 河 健

乙 山辺郡山添村大字大西151番地

山添村

山添村長 野 村 栄 作